

39 (Gno.95) 比較刑事司法

代表：堤 和通

2024 年度開始

【研究の目的】

刑事法の原理と政策について比較法の調査研究を行う。実定法並びに法運用実務を踏まえ、刑罰論、正義の要求や自由保障などの法原理、並びに、犯罪予防と更生を含む犯罪減少の法政策を考える。